

### 3 騒音・振動

#### 3-1 環境基準

##### (1) 騒音に係る環境基準（平成10年9月30日環境庁告示第64号）

地域の類型	時間区分	
	昼間 6:00～22:00	夜間 22:00～6:00
A A（療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域）	50dB 以下	40dB 以下
A 及び B（住居専用地域・住居地域）	55dB 以下	45dB 以下
C（商業地域・工業地域）	60dB 以下	50dB 以下

（注）騒音に係る環境基準の地域の類型の指定に関する告示（平成24年4月1日下関市告示第523号）により地域の類型が指定

##### (2) 道路に面する地域の騒音に係る環境基準

地域の類型	時間区分	
	昼間	夜間
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下

（注）幹線道路を担う道路（高速自動車国道、一般国道ほか）に近接する空間には特例がある。

##### (3) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準（昭和50年7月29日環境庁告示第49号）

地域の類型	基準値
I	70dB 以下
II	75dB 以下

（注）I をあてはめる地域は、主として住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は、商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常的生活を保全する必要がある地域とする。

下関市地域の施行：新幹線鉄道騒音に係る環境基準の規定に基づく地域類型をあてはめる地域の指定（昭和52年3月8日山口県告示第80号）

##### (4) 航空機騒音に係る環境基準（昭和48年12月27日環境庁告示第154号）

地域の類型	基準値 (Lden)
I	57dB 以下
II	62dB 以下

（注）I をあてはめる地域は、主として住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は、商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって I 通常的生活を保全する必要がある地域とする。

下関市地域の施行：航空機騒音に係る環境基準の規定に基づく地域類型をあてはめる地域の指定（昭和55年5月31日山口県告示第80号）

#### 3-2 騒音規制法・振動規制法

##### (1) 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（敷地境界線）

区域の区分	都市計画法用途地域	時間の区分		
		昼間 8時～18時	朝 6時～8時 夕 18時～21時	夜間 21時～6時
第1種区域	第1種低層住居専用地域	50dB 以下	45dB 以下	40dB 以下
	第2種低層住居専用地域			
第2種区域	第1種中高層住居専用地域	60dB 以下	50dB 以下	45dB 以下
	第2種中高層住居専用地域			
	第1種住居地域・第2種住居地域 準住居地域			
第3種区域	近隣商業地域・商業地域 準工業地域	65dB 以下	65dB 以下	55dB 以下
第4種区域	工業地域	70dB 以下	70dB 以下	65dB 以下

下関市においては、都市計画法に基づく用途地域に準拠して、騒音規制法に基づく指定地域の区域の区分ごとに地域の類型を当てはめている。（平成17年2月13日下関市告示第16号）

(2) 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準（敷地境界線）

区域の区分		時間の区分		昼間 8時～19時	夜間 19時～8時
		騒音規制法指定地域			
指定区域	第1種区域	第1種地域・第2種地域		60dB以下	55dB以下
	第2種区域	I	第3種地域	65dB以下	60dB以下
		II	第4種地域	70dB以下	65dB以下

(3) 特定建設作業に係る騒音・振動の基準等

	基準の内容	基準値	作業時間帯		1日における作業時間		作業期間	作業日
			①	②	①	②		
	特定建設作業の種類	①②	①	②	①	②	①②	①②
騒音規制法関連	1.くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	85dB	午前7時から午後7時まで	午前6時から午後10時まで	10時間以内	14時間以内	連続して6日以内	日曜日・その他の休日でないこと
	2.びょう打機を使用する作業							
	3.さく岩機を使用する作業							
	4.空気圧縮機を使用する作業							
	5.コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行なう作業							
	6.トラクターショベルを使用する作業(定格出力70kw以上のもの)							
	7.バックホウを使用する作業(定格出力80kw以上のもの)							
	8.ブルドーザーを使用する作業(定格出力40kw以上のもの)							
山口県公害防止条例関係	1.鋼球解体作業	75dB	午前7時から午後7時まで	午前6時から午後10時まで	10時間以内	14時間以内	連続して6日以内	日曜日・その他の休日でないこと
	2.コンクリートバイブレーターを使用する作業							
	3.コンクリートカッター又はアスファルトカッターを使用する作業							
振動規制法関係	1.くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	75dB	午前7時から午後7時まで	午前6時から午後10時まで	10時間以内	14時間以内	連続して6日以内	日曜日・その他の休日でないこと
	2.鋼球解体作業							
	3.舗装版破碎機を使用する作業							
	4.ブレーカーを使用する作業							

(注)

基準値：特定建設作業場所の敷地境界線における騒音レベル、振動レベル

①：特定建設作業に伴って発生する騒音に関する基準（昭和43年厚生・建設省告示第1号）の別表において、指定地域を都道府県知事又は騒音規制法施行令第14条第2項に規定する市の長が指定した「1号区域」

②：その他の区域である「2号区域」

(4) 自動車騒音の限度

区域の区分		時間の区分		昼間	夜間
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域			65dB	55dB
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域			70dB	65dB
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域			75dB	70dB

※騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令

(注)

1. 昼間とは午前6時から午後10時までの間をいい、夜間とは午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。
2. 幹線交通を担う道路（高速自動車国道、一般国道ほか）に近接する区域には特例（昼間75dB、夜間70dB）がある。

(5) 自動車による道路交通振動の限度

区域の区分	時間の区分		(備考) 区域の区分の第1種区域は、騒音の区域の区分の第1種区域及び第2種区域が、第2種区域は、騒音の区域の区分の第3種区域及び第4種区域があてはめられている。時間の区分の昼間は、8時から19時、夜間は、19時から翌8時までをいう。
	昼間	夜間	
第1種区域	65dB	60dB	
第2種区域	70dB	65dB	

この限度を超え、生活環境を著しく損なうときは、道路管理者及び公安委員会に対し、防止対策を要請、又は意見を述べることができる。

## 3-3 山口県公害防止条例

## (1) 作業に伴って発生する騒音に係る規制基準

作業の種類	地域	許容限度	騒音を発生させることができない時間
1. 板金作業 2. 製かん作業 3. 鉄骨又は橋りょうの組立て作業 4. 鉄材等の積込み又は積降しの作業 5. 金属材料の引抜き作業 6. 鍛造の作業 7. 電気又はガスを用いる溶接又は金属の切断作業 8. 電動工具又は空気動力工具を使用する金属の研磨又は切削の作業 9. 音響を発生する機器の組立て、試験又は調整作業 10. ハンマー（ピックハンマーを除く。）及びグラインダーを使用する作業	第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域	50dB	午後7時から翌日の午前7時まで
	第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域	60dB	
	第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域		
	近隣商業地域	65dB	
1. 作業の騒音が、作業の敷地境界線において、上表の地域の区分ごとにそれぞれ許容限度を超えないこと。 2. 上表の騒音を発生することができない時間は、災害その他緊急時、人命救助危険防止、鉄道の正常運行の確保等の場合は適用しない。			

## (2) 深夜騒音に係る規制基準

規制の対象	深夜（23時から6時）騒音に係る規制基準	
	地域	許容限度（敷地境界線）
設備を設けて客に飲食させる営業／ガソリンスタンド営業／液化石油ガススタンド営業／ボーリング場営業／ゴルフ練習場営業／スイミングプール営業／アイススケート場営業／卓球場営業／たまつき場営業／まあじゃん屋営業／映画館営業／カラオケボックス営業／トラックターミナル営業	第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域	40dB
	第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域	45dB
	第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域	
	近隣商業地域	55dB
	その他知事の指定する地域	別に定める大きさ

## 3-4 その他の法令

## (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例（山口県条例第二十二号）

営業等の区分	規制対象時間	地域区分	騒音規制値 (dB)			振動規制値 (dB)
			昼間 (午前6時～午後6時)	夜間 (午後6時～午前0時)	深夜 (午前0時～午前6時)	
風俗営業 (キャバレー、料理店、カフェ、ぱちんこ屋等)	営業時間内 ※飲食店営業は午前0時～午前6時のみ	住居系地域	55	50	40	40
特定遊興飲食店営業 (ナイトクラブ等) ※営業時間が、午前6時から午前0時のみの店舗を除く		商業地域	65	60	55	55
飲食店営業		その他の地域	60	55	50	50

## (2) その他の規制等

新幹線鉄で及び航空機騒音の規制	周辺住居で騒音の大きいところは、防止対策が施されている。 小月基地飛行場周辺では、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年6月27日法律第101号）」により防止対策が講じられている。
飛行機から機外に向けた拡声器の使用禁止	県条例により規制され、学校、図書館、病院等の敷地の周囲おおむね100mの区域内の上空で、拡声器を使用しない等の制限がある。
拡声器の使用禁止	拡声器による暴騒音の規制に関する条例（平成4年山口県条例31号）の規定により、拡声器から10m以上離れた地点で85dBを超える騒音を暴騒音として、発生を禁止している。
騒音・振動発生工場等の設置位置の制限	生コンクリート若しくはアスファルトの製造又は木材の加工を行う工場又は事業場を設置するにあたっては、学校、図書館、病院等から100mの距離を確保しなければならない。（工業地域、工業専用地域に設置する場合は、適用外。） その他、下関都市計画特別用途地区内における建築物の建築規制に関する条例により制限を受ける場合がある。

## 3-5 事業場等監視

## (1) 騒音規制法特定施設・山口県公害防止条例騒音に係る特定施設

平成29年3月31日現在

項番号	特定施設の名称	騒音規制法 届出特定工場・施設数		山口県公害防止条例 届出特定施設数
		工場等数	施設数	施設数
1	金属加工機械	58	285	114
2	空気圧縮機及び送風機	156	1,145	6
3	土石用又は鉱物用の破碎機等	7	58	-
4	織機	-	-	70
5	建設用資材製造機械	14	17	1
6	穀物用製粉機	1	1	-
7	木材加工機械	56	212	27
8	抄紙機	-	-	-
9	印刷機械	35	203	-
10	合成樹脂用射出成形機	5	1	-
11	鋳造機	1	7	-
12	窯業機械			-
13	空気調和機器			146
14	化学工業用装置			-
15	各種工業用機械			108
16	洗たく業の用に供するバーナー			22
17	冷凍機			235
18	石材引割機及び石材用研磨機			11
19	ガソリンエンジン（非常用含む※）			-
20	ディーゼルエンジン（非常用含む※）			39
21	ボーリング機械（遊技用）			-
	総数			779
	工場・事業場実数	333	1,929	213

※山口県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則（平成28年山口県規則第64号）により、平成28年12月16日から、ガソリンエンジン及びディーゼルエンジンのうち非常用のものは、適用除外となっている。

## (2) 振動規制法特定施設届出状況

平成 29 年 3 月 31 日現在

振動規制法 届出特定工場・施設数			
項番号	特定施設の名称	工場等数	施設数
1	金属加工機械	39	205
2	圧縮機	77	309
3	土石用破碎機等機等	13	63
4	織機	-	-
5	コンクリートブロックマシン等	3	3
6	木材加工機械	6	15
7	印刷機械	21	87
8	ロール機	-	-
9	合成樹脂用射出成形機	1	1
10	鋳造型機	1	2
総数		158	685

## (3) 騒音規制法・山口県公害防止条例・振動規制法特定建設作業届出状況（届出件数）

法令	特定建設作業の種類	H25	H26	H27	H28
騒音規制法関係	1.くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	10	9	8	13
	2.びょう打機を使用する作業	-	4	1	-
	3.さく岩機を使用する作業	77	78	93	58
	4.空気圧縮機を使用する作業	47	31	26	11
	5.コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行なう作業	1	-	-	-
	6.トラクターショベルを使用する作業	-	-	-	-
	7.バックホウを使用する作業	30	38	42	23
	8.ブルドーザーを使用する作業	-	1	1	-
	合計	165	161	171	105
山口県公害防止条例関係	1.鋼球解体作業	-	-	-	-
	2.コンクリートバイブレーターを使用する作業	9	10	7	3
	3.コンクリートカッター又はアスファルトカッターを使用する作業	16	8	16	6
	合計	25	18	23	9
振動規制法関係	1.くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	9	9	10	13
	2.鋼球解体作業	-	-	-	-
	3.舗装版破碎機を使用する作業	7	2	-	-
	4.ブレーカーを使用する作業	71	68	77	54
	合計	87	79	87	67